

滑川社協 福祉サービスセンターからのお知らせ

介護保険事業

● 居宅介護支援事業

ケアマネジャー（介護支援専門員）が、ケアプランの作成や介護に関する相談を行っています。費用はかかりません。

- ◇ 介護に関する相談や助言、手続き代行も行っています。
- ◇ 家庭で介護を必要とする方が、自宅で安心して適切な介護サービスを利用できるようにケアプラン（介護サービス計画）を作成します。
- ◇ 毎月1回、ご利用者の家庭を訪問させていただき、ご利用者の心身の状況等により介護サービスの調整を行います。



● 訪問介護・介護予防訪問介護事業

ホームヘルパー（訪問介護員）が、家庭に訪問し身体介護や生活援助などを行います。
利用料金は、原則としてサービス費用の1割負担です。

- ◇ ホームヘルパーが皆様の家庭に訪問して、身体介護や生活援助などのホームヘルプサービスを提供します。
- ◇ 身体介護中心のサービス
食事・入浴・排せつの介助、身体の清拭、オムツの交換、体位変換など
- ◇ 生活援助中心のサービス
掃除、洗濯、買物、調理、薬の受け取りなど
- ◇ 通院時の車の乗降介助



障害福祉サービス事業

● 居宅介護

身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者の方を対象にしたサービスで、身体介護や生活援助などのホームヘルプサービスを提供しています。

● 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方を対象にしたサービスで、身体介護や生活援助、外出時の援助などを総合的に行います。

※ 申請手続は、住所地の市町村で行っています。

生活支援ヘルパー派遣事業

● 身の回りの世話や家事のお手伝いをします。

病気やケガで生活に支障をきたしている方や入院中の洗濯などでお困りの方は、ご相談ください。

どなたでもご利用になれますが、次の料金がかかります。

- ◇ 身体介護⇒30分～ 社協会員 1,500円～
非会員 2,540円～
- ◇ 生活援助⇒1時間～ 社協会員 1,500円～
非会員 2,290円～

♥ 介護でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料です。♥

秘密は、厳守します。☎ 56-6345 (代表) ☎ 57-0930 (直通)

登録型ホームヘルパー随時募集しています！

福祉サービス利用援助事業

“あんしんサポートねっと”

をご利用ください

物忘れのある高齢者や知的障害・精神障害のある方で、一人で生活していくには不安な方に、安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に伺い、援助します。



例えば、このようなことでお困りではありませんか？

- 福祉サービス利用申込の方法がよくわからない。
- いろんな書類が来るが、よくわからない。
- 福祉サービスを利用しているが、利用料の支払を忘れてしまう。
- 一人暮らしの生活に不安がある。相談にのってほしい。

「あんしんサポートねっと」では、一人で生活していくには不安がある方が、地域で安心した生活が送れるよう、次の援助を行います。



生活支援者による

- 定期的な訪問（相談・見守り）
- 年金・手当の届出
- 福祉サービスの情報提供
- 福祉サービスの利用手続きの援助・代行
- 福祉サービス利用料支払いなど
- 福祉サービスの苦情等に申立代行

利用申込み・ご相談は？

滑川町社会福祉協議会に申込みされますと、面接・調査にお伺いし、支援計画等を作成、契約を行います。

利用料は？

生活支援員によるサービス（契約）は有料です。
1回1時間まで1,200円です。（以降30分ごとに400円加算）
（生活保護世帯は無料です）

● 生活支援員は？

- ・ 山田 費田一男氏
- ・ みなみ野 団原みつ江氏

